

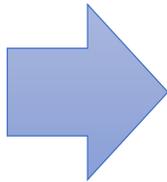
保育所等入所関係手続に係る デジタル化に向けた検討状況

令和3年1月20日
内閣府子ども・子育て本部
厚生労働省子ども家庭局

6. デジタルガバメント分野
 (2) 行政手続コスト20%削減等

3	<p>保育所入所時の就労証明書作成手続の負担軽減</p>	<p>a 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、押印不要化に関する政府全体の取組方針等を踏まえ、<u>就労証明書の押印の省略</u>が望まれることについて、地方公共団体に対し分かりやすい通知等を発出する。</p> <p>b <u>令和4年度にデジタルで完結する仕組み</u>が普及していくよう、工程表を策定の上、必要な措置を講じる。</p> <p>c デジタルで完結する仕組みを前提に、標準的な様式について、<u>各地方公共団体における活用状況</u>（独自様式と並行して標準的な様式の提出を認める場合を含む）等について<u>調査を実施</u>し、更なる普及に向けた取組を推進する。</p>	<p>a：令和2年度上期措置</p> <p>b：<u>令和2年に工程表を策定し、令和3年度中に措置</u></p> <p>c：令和2年度以降継続的に措置</p>	<p>内閣官房 内閣府 厚生労働省</p>
---	------------------------------	--	--	---

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、自治体に対し、押印省略に係る通知等を発出。
- 就労証明書の標準的な様式の活用状況について調査を実施。
- 令和2年中に、デジタルで完結する仕組みの普及を目指す工程表を作成。
- 令和2年度以降、就労証明書の標準的な様式の更なる活用促進に向け、継続的に取り組むとともに、令和3年度中に、デジタル化に向けて必要な措置を実施。



就労証明書の標準的な様式の活用状況

保育の必要性認定の申請に当たり、就労を事由とする場合の添付書類として必要となる就労証明書については、現在、標準的な様式として、「標準的な様式」と「大都市向け標準的な様式」の2種類がある。

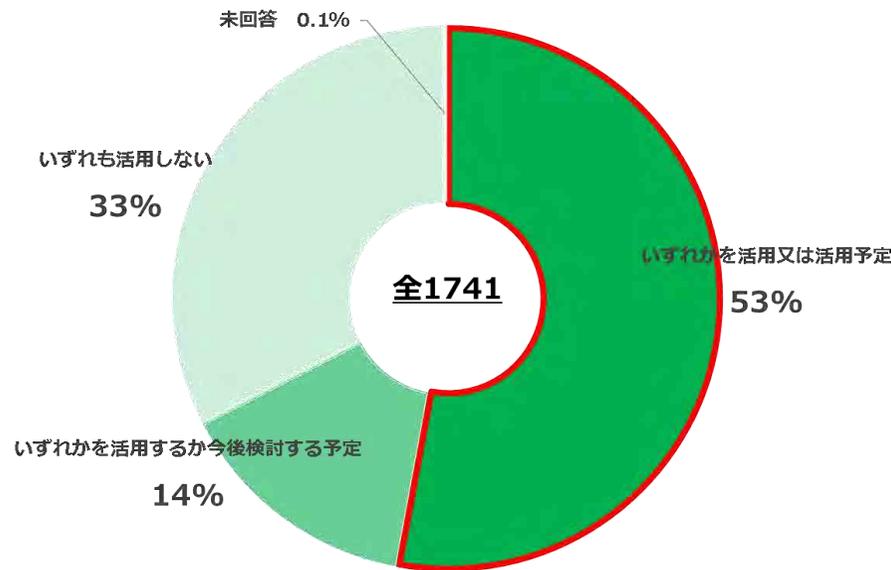
令和元年8月末時点の活用状況は、以下のとおり。

- ・全国の市町村のうち、過半数で、標準的な様式を活用又は活用予定である一方、いずれも活用しないこととしている市町村も3割程度見受けられる。
- ・大都市（政令市、中核市、特別区）の中で、標準的な様式を活用又は活用予定である市区は約6割である一方、いずれも活用しないこととしている市区は約1割にとどまっている。

令和2年9月末時点の活用状況も、令和元年8月末時点と大きく変わらない見込み。

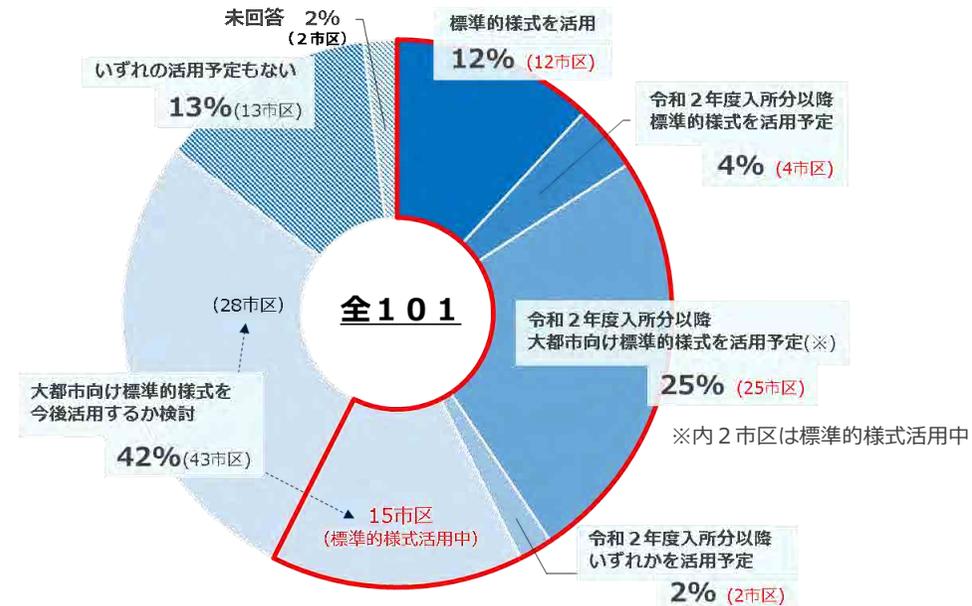
標準的な様式の活用状況（全国）

※令和元年8月末時点



大都市における標準的な様式の活用状況
（政令市、中核市、特別区）

※令和元年8月末時点



複数の市町村に居住する従業員を抱える企業が多い大都市において、標準的な様式の一定程度の普及が見込まれるが、個別市町村への働きかけでは限界が見られる。

押印不要化に向けた取組について

- 新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、令和2年5月以降、3度にわたり事務連絡や通知で就労証明書における押印不要化やオンライン申請の積極的な活用について、自治体に促してきたところ。
- その結果、政令市・特別区の約3分の2（政令市11市、特別区17区）が押印不要（条件付不要含む）に至る（令和2年10月1日時点）。

- 令和2年5月19日に、事務連絡にて、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、外出自粛等が求められている状況を踏まえ、押印を不要としていただくことが望ましい旨、周知。
- 令和2年6月18日付事務連絡にて、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、現況届の提出の際に併せて提出しなければならないこととされている就労証明書等の保育の必要性認定の事由を証する書類について、押印を不要とする検討を依頼。
- 令和2年8月31日付通知にて、感染拡大防止を契機とした社会全体のデジタル化を推進していくため、必要性認定の申請手続きについて「ぴたりサービス」の活用を促進すること、デジタル化に当たり、就労先事業者の押印がなくても、有印私文書偽造罪等の構成要件に該当すると認められるときは刑法上の各罪が成立し得ると考えられる旨の保護者への周知等とあわせた押印不要化、について検討を依頼。

◆令和2年8月31日付け「就労証明書等における押印の取扱いについて（通知）」

（内閣府子ども・子育て本部参事官(子ども・子育て支援担当)、厚生労働省子ども家庭局保育課長連名通知）抜粋

- 1 ……個別の事案により異なるものの、事業者名が記名されている就労証明書又は就労証明書に係る電子データを無断で作成し、又は改変を行ったときには、就労先事業者の押印がなくても、有印私文書偽造罪、有印私文書変造罪又は私電磁的記録不正作出罪の構成要件に該当すると認められる場合には、各罪が成立し得ると考えられることから、無断作成や改変を抑止するため、保育の必要性認定の申請手続きにおいて就労証明書の提出を求める際には、保護者に対しても同旨の周知をすること。
（略）
- 2 上記を踏まえ、保育の必要性認定の申請手続きの際に添付書類として提出することとされている就労証明書等の、保育の必要性認定の事由を証する書類について、押印を不要とすること。

就労証明書の標準的な様式の活用状況等に関する調査

調査概要

今後の保育所入所等の手続きに係るデジタルで完結する仕組みの検討に資するよう、全市区町村を対象に、保育の必要性認定の際に用いる就労証明書について、標準的な様式の活用状況やデジタル化に向けた検討状況を調査を実施。

調査期間

第1期：9月23日（水）～10月30日（金）

第2期：1月下旬～2月中旬（予定）

回収状況

第1期：1692/1741（約97%）

調査項目

- ・各市区町村における就労事由による認定の状況
- ・就労証明書の標準的な様式（標準的様式、大都市向け標準的様式）の活用状況（保育所入所時、現況届時）
- ・就労証明書の標準的な様式のカスタマイズの状況
- ・押印の取扱い状況
- ・電子申請への対応状況 等

取りまとめ時期

令和3年3月末頃（予定）

就労証明書の標準的な様式の更なる活用拡大

課題

- 各市区町村により、保育所等入所の際の利用調整に必要な情報（就労証明書の記載事項）が異なるため、各市区町村で就労証明書の様式や記載要領が異なる。このため、企業側は人事給与システム等を活用した作成がしづらく、就労証明書を作成する企業側の負担が軽減されていない。

※標準的な様式（標準的様式又は大都市向け標準的様式）を活用している市区町村においても、記載事項を加除修正していたり、独自様式と併用していることから標準的な様式の活用を積極的に公表していなかったりしている。特に、大都市向け標準的様式について、市区町村ごとに多種多様なカスタマイズが行われている。

※標準的な様式を活用していても、記載要領のみ、独自に修正している市区町村があり、作成する企業は同じ欄に異なる内容の記載を求められるため、企業側の負担が大きくなるケースがある。



対応方針

- 各市区町村の活用状況の詳細を把握し、就労証明書の統一化が進むよう以下の方針で検討を進める。
 - ・標準的な様式の改定
（押印欄の削除、多くの市区町村で加えている項目を追加、カスタマイズ項目の追加方法の提示等を想定）
 - ・標準的な様式に係る記載要領の改定
- 就労証明書の標準的な様式の活用を、人口規模の大きい市区を中心に一層働きかける。
 - 指定都市市長会、中核市市長会、特別区長会等へ協力依頼（要調整）等

保育所入所等に係る手続きのデジタル化

課題

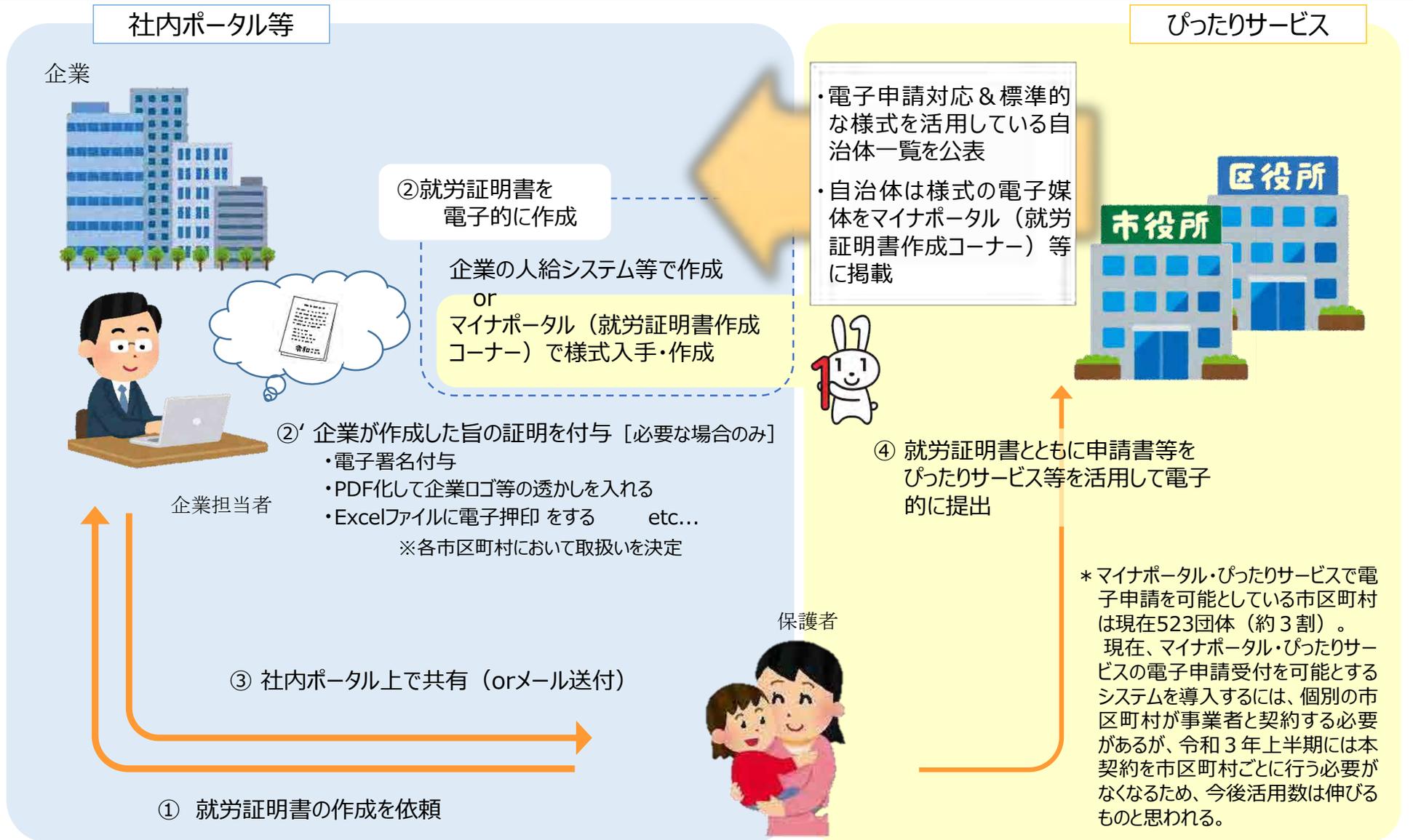
- 保護者が申請する際に、就労証明書等の保育の必要性がある事由を証する書類（第三者による証明）を添付する必要があり、保護者と市区町村の二者間で手続きが完結しない。
- 就労証明書を作成する企業等から市区町村に直接メール等で送付する手法は、現状では、市区町村側で関係書類の紐付け作業等の負担が重いいため、採用されていない。
- 自治体によっては、就労証明書の様式の配布について、紙媒体が主となっており、電子的作成の阻害要因になっている。
- 一部の自治体で、依然として、就労証明書に押印を求めており、デジタルで完結する仕組みの阻害要因になっている。



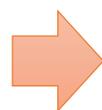
対応方針

- 各市区町村に、標準様式によるオンライン申請と全自治体への接続を提供するマイナポータルを活用するなどのデジタル化を一層推進する仕組み（次頁）を周知し、令和4年4月入所分（令和3年10月以降受付開始分）からの順次対応を依頼。
- 市区町村に対して、就労証明書の改定後の標準的な様式の活用及び様式の電子媒体での配布などデジタル化に向けた対応を要請するとともに、経済界等に対して、マイナポータルの就労証明書作成コーナーの更なる活用を働きかける。
- 各企業において就労証明書をシステム上で作成できるよう、人事給与関係のベンダーに協力を要請。
- 標準的な様式から押印欄を削除するとともに、押印に代わる証明方法の参考例を提示。加えて、各市区町村に、押印の取扱いの検討・整理を行うよう働きかける。

令和4年度における手続きデジタル化のイメージ図



※ 黄色背景箇所は、マイナポータル上（ぴったりサービス）で電子処理が可能
※ 青色背景箇所は、各企業において対応



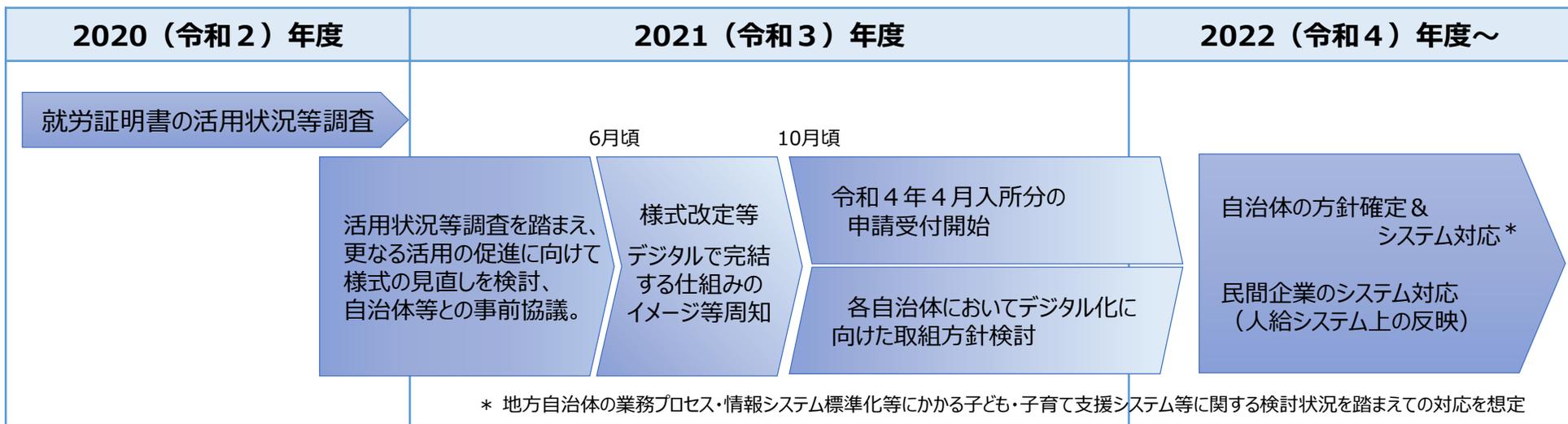
最終的には、子ども・子育て支援関係の自治体のシステム標準化に合わせ、提出データを市区町村がシステムに取り込めるところまで行うことを目指す。

保育所等の利用希望時に必要な手続きのデジタル化に向けた工程表

令和2年12月25日開催
子ども・子育て会議にて公表

令和2年度	就労証明書の項目について、実態把握の上、よりデジタル化に対応しうるよう検討
令和3年6月頃	必要に応じて、就労証明書の標準的な様式を改定
令和3年上半期	令和4年4月入所分から実践できる「デジタルで完結する仕組み」のイメージ等を周知 「ぴったりサービス」における申請データダウンロード機能を、全自治体が利用する行政専用ネットワーク（LGWAN）上に公開
令和3年10月頃	一部の市区町村において、標準的な様式を活用した「ぴったりサービス」での電子申請の受付を実施（予定）
令和4年度～	各自治体において、「デジタルで完結する仕組み」を順次導入

- ※ 現在、押印不要化の状況も含め、就労証明書の標準的な様式の活用状況等に関する調査を実施中。令和2年度中に各市区町村における活用実態を把握。
- ※ 保育所の入所申請については、4月入所を希望する保護者が多く、多くの市区町村において、前年度10月頃から申請を受け付けている。このため、令和4年度4月入所分の申請受付に間に合うよう、令和3年度前半の早い時期（6月頃）には令和4年度の様式及びデジタルで完結する仕組みのイメージ等を周知する必要がある。



※ 将来的な市区町村・企業等・保護者の三者間をつなぐシステム等の創設も引き続き検討

參考資料

(参考) これまでのデジタル化に関する取組

平成28年	7～9月	就労証明書の実態調査 各自治体で用いられている就労証明書について記載項目を調査
平成29年	3月	電子化フォーマットの提供 企業担当者が電子入力による就労証明書の作成が可能となるよう、各自治体に電子入力対応様式を提供し、活用を依頼（IT室・内閣府・厚労省連名事務連絡）。
	4～6月	標準的様式作成に向けた検討を実施 就労証明書の記載項目について、様式の標準化・簡素化を図るため、就労事実の証明に必要な項目に絞り込み、かつ、用語の定義を統一した標準的様式案を各自治体に意見照会しつつ検討。
	8月	各市区町村へ「 標準的様式 」の提示及び活用依頼
	12月	「標準的様式」の活用状況及び電子入力への対応状況調査
平成30年	4・10月	「標準的様式」の活用状況等調査結果公表、各市区町村へ活用再依頼
	10月	マイナポータルにおける「就労証明書作成コーナー」開設 各市区町村の様式のダウンロード・ポータル上での電子作成が可能に。
平成31年	3月	大都市（政令指定都市、東京23区）において「標準的様式」の活用が進まない現状を行政手続部会（現在のデジタルガバメントWG）において報告。
平成31年3月～ 令和元年7月		待機児童が多い大都市向けの標準的様式作成に向けた検討を実施 ※3月25日、4月11日 政府（子子本部・IT室）・有志自治体・有志ソフトウェアベンダーによるワークショップ開催
令和元年	8月	「大都市向け標準的様式」の提示及び活用依頼 同時に標準的な様式（「標準的様式」＋「大都市向け標準的様式」）の活用予定等調査を実施
	12月	活用予定等調査の結果公表及び活用検討再依頼
令和2年9月～ 令和3年3月（予定）		市町村の「標準的な様式」の活用状況の調査

地方自治体の業務プロセス・情報システム標準化の具体的な内容①

I 対象として想定する自治体

- まずは、複数団体での情報システムの自治体クラウドが進んでいない中核市規模の自治体を想定して、標準仕様を作成する。
- 当該標準仕様を踏まえ、大規模自治体及び小規模自治体を想定して、バージョンアップする。
(大規模用・小規模用に分けて作成することも含めて、検討する)

II 対象業務

- 内閣府：
 - ・児童手当
- 総務省：
 - ・住民記録
 - ・選挙人名簿管理
 - ・固定資産税
 - ・個人住民税
 - ・法人住民税
 - ・軽自動車税
- 文部科学省
 - ・就学
- 厚生労働省
 - ・国民健康保険
 - ・国民年金
 - ・障害者福祉
 - ・後期高齢者医療
 - ・介護保険
 - ・生活保護
 - ・健康管理
 - ・児童扶養手当
- 内閣府及び厚生労働省
 - ・子ども・子育て支援

【合計 17 業務】

各省検討事項のスケジュール

2019年度			2020年度										2021年度					
2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
● 第1回関係府省会議			● 第1回政府CIOヒアリング			● 第2回関係府省会議 ● 第2回政府CIOヒアリング			● 第3回政府CIOヒアリング			● 第3回関係府省会議 ● 第4回政府CIOヒアリング					● 第4回関係府省会議	●
○ 第1グループ：介護・障害者福祉、就学、地方税（固定・個住・法人・軽自）																		
1-1 検討会・WGの設置準備（人選・依頼）							1-2 検討会・WGの開催											
2-1 主要論点照会(関係ベンダ)			2-3 主要論点整理			2-4 主要論点検討					5 標準仕様（各省検討事項） 5-1 案の作成 5-2 主要論点検討で決定した事項を、「業務フロー」「機能要件」に反映 5-3 自治体の規模による差も検討・調整			5-4 自治体意見照会		5-6標準仕様（各省検討事項）の決定		
2-2 主要論点照会(自治体)															5-5 関係ベンダ意見照会			
3 業務フロー（BPMN）作成																		
4 機能要件の検討																		
○ 国保																		
国保標準システムの課題と対応策を別途検討																		
○ 第2グループ：児童手当、選挙人名簿管理、国民年金・後期高齢者医療・生活保護・健康管理・児童扶養手当、子ども・子育て支援												第1グループと同作業（2022年8月まで）						
○ 共通検討事項																		
A 非機能要件・SLAの精査			B 自治体・ベンダ照会			C 非機能要件・SLAの決定												